2026年（令和８年）
11/10
No. 1356

東京都トラック時報

昭和43年8月16日　第三種郵便物認可　毎月2回（10・25日）発行　1部 90円（送料別）

機関紙
一般社団法人
発行所 東京都トラック協会
〒160-0004　東京都新宿区四谷3-1-8
（東京都トラック総合会館）
☎（03）3359-6251（代表）
☎（03）3359-4134（総務部広報・情報G）
《ホームページアドレス》https://www.totokyo.or.jp/

プロドライバー日本一に
東京代表の久保寺さん（日本通運）

全日本トラック協会主催の第58回「全国トラックドライバー・コンテスト」で、東京都代表として11ﾄﾝ部門に出場した久保寺哲也さん（日本通運東京支店ロジスティクスオペレーション部輸送課）が総合優勝し、内閣総理大臣賞を受賞した。初出場でプロトラックドライバー日本一に輝く快挙を成し遂げた。

久保寺さんは、東京都トラック協会主催の第47回「ドライバー・コンテスト」にも初出場で総合優勝を果たしている。東京都代表選手の総合優勝は第55回大会以来、3年ぶりとなった。

本トラック協会長特別賞は、同部門で埼玉県代表の野口明さん（西濃運輸越谷支店）が受賞した。

表彰式で寺岡洋一会長は、「昨年初めて会長として表彰式に出席したが、今回も選手の皆さんの意気込みや熱い思いを目の当たりにし、感動した」と振り返り、「これからもトラックドライバーの模範として活躍していただきたい」と、全参加選手を激励した。

表彰式後の記者会見で久保寺さんは、「ドラコンへの挑戦は今回が初めてで、大会に出ると決めた時から、早めの学科競技対策として、毎日問題を解いてきた」と、東ト協ドラコンでの東京都知事賞受賞も納得の答え。また、普段の業務での安全運転について、「初心を忘れずに、当たり前のことを当たり前にやることだ。ドラコンの出場を通じて、初心に返った運転を確認することができた」と語った。

今後については、「次は自分も挑戦したい」と話す後輩たちに、学んだことを全力で伝えていくことが非常に大事だと述べ、プロドライバー日本一の風格を漂わせた。

全国ドラコンは、全ト協が昭和44年から開催している大会。



初出場での快挙を達成

全ト協 第58回 **全国ドラコン**

今大会には、各都道府県から選出された140人（うち女性22人）が出場。競技は10月24・25の両日、茨城県ひたちなか市の自動車安全運転センター安全運転中央研修所で、学科競技（交通法規・構造機能・運転常識）と実科競技（運転技能・点検）が行われ、選手たちは日頃培ったプロドライバーとしての技量を競った。

競技の結果、久保寺さんは11ﾄﾝ部門で優勝するとともに、全部門を通じた総合得点第1位（983点）となり、内閣総理大臣賞を受賞した。

10月26日に港区の第一ホテル東京で開かれた表彰式では、国土交通省の原田修吾国土交通大臣官房統括審議官から久保寺さんに内閣総理大臣杯が授与された（**写真上は、内閣総理大臣杯を手にする久保寺さん㊨と原田統括審議官**）。このほか、全部門を通じて中小企業所属選手の総合得点第1位に贈られる国土交通大臣賞は、11ﾄﾝ部門で兵庫県代表の笹谷知司さん（レンゴーロジスティクス三田営業所）が受賞。50歳以上のシニア選手の総合得点第1位に贈られる全日本トラック協会長賞は、11ﾄﾝ部門で埼玉県代表の野口明さん（西濃運輸越谷支店）が受賞した。



事業用自動車安全施策2030推進

関ト協 関運局

関東圏における自動車事故防止対策検討会

関東トラック協会（会長・水野功東京都トラック協会長）は10月27日、東ト総合会館で令和8年度第1回「関東圏における自動車事故防止対策検討会」（Web併用）を開催し、今年度の取り組みとして、追突事故防止に向けた動画の制作を承認した。

冒頭、鳥ノ海学委員長（東ト協副会長・運輸安全委員長）があいさつし、「本検討会は関東運輸局管内の事故防止に向け、官民が連携して事故削減を図ることを目的としている。トラック運送事業全体の事故発生件数は減少傾向にあるものの、事業用自動車総合安全プラン2025の削減目標には届かず、いまだ飲酒運転も根絶できていない。1件の飲酒運転が業界全体の社会的信頼を損なうことを重く受け止め、飲酒運転ゼロの実現とプラン2030に向けた取り組みの継続をお願いしたい」と述べた。

続いて、関運局自動車技術安全部の團村聡部長があいさつ。「プラン2030では、事故実態に応じた安全対策の成果がこれまで以上に明確に示されている。目標達成に向けて、これまでの事故防止対策の成果や課題を踏まえ、行政と関係団体が連携し、実効性のある対策を検討していきたい」と述べた。



議事ではまず、関東地域事業用自動車安全対策会議（8月31日開催）での審議を経て、9月18日に「関東地域事業用自動車安全施策2030」が策定（**既報10月10日号**）されたことを報告した。

同施策では、今後5年間の重点施策として、①自動車運送に係る全ての者における行動変容の推進、②運行管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶、③ICT、先進安全自動車、自動運転等新技術の開発・普及推進、④少子高齢社会における事故の防止対策の推進、⑤原因分析に基づく事故防止対策の立案と安全体質の継続的強化、⑥道路交通環境の整備――の6項目を掲げている。

同検討会では、これら6項目のうち、今年度は⑤の「原因分析に基づく事故防止対策の立案と安全体質の継続的強化」に重点を置く。各業態の特徴に応じた事故分析・対策として、トラックの追突事故防止に取り組むこととした。

トラック運送業界では追突事故が多く発生しており、今回初めて同事故を取り上げることとし、また、昨年度の検討会で千葉県トラック協会から提供された動画「ドラレコ映像から考える 飲酒運転の危険性」が効果的であったことも踏まえ、

追突事故防止動画を作成

視覚と聴覚に訴える追突事故防止動画を制作する。動画の内容や取りまとめなどの詳細は、委員長への一任とした。

このほか、関運局自動車技術安全部保安・環境課の澤田誠自動車事故調査分析官が、安全施策2030の概要を説明。ICTの活用による運行管理業務の高度化（点呼）や整備管理者の選任前・選任後研修におけるオンライン研修の導入、大型車の車輪脱落事故防止に向けた「令和8年度緊急対策」についても解説した。

運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業

8年7～9年3月分対象

支援額が1・5倍に

東京都

東京都は10月30日から、「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業」の令和8年度後半分の支援金申請受付を開始した。8年度前半に引き続き、燃料価格の高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者などを支援するもので、支援対象期間が8年7月から9年3月までの9か月間のため、支援金額が同年度前半分の1・5倍に引き上げられた。申請期間は12月24日まで。

支援金は、都内ナンバーの事業用車両（緑ナンバー・黒ナンバー）を対象に、1台当たり定額（緑ナンバー3万4500円、黒ナンバー1200円）を交付する。

対象事業者の要件は、①8年7月1日までに一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、または貨物軽自動車運送事業のいずれかの許可・届出を行っていること、②都内に営業拠点を有する、中小企業法に規定する中小貨物運送事業者であること、③8年10月30日時点で事業を継続しており、引き続き事業継続の意向があること。

また、車両要件として、①化石燃料を使用して自ら走行する自動車（二輪の自動車を除く）であること、②8年7月1日までに東京運輸支局等で車両の登録・検査などを受け、車検証の有効期間満了日が同日以降であること、③対象事業者の要件で定める運送事業に使用する自動車であること、④対象事業者が所有またはリース契約している自動車であること。

申請は、「8年度東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金ポータルサイト」からの電子申請または郵送で受け付ける。詳細は、同サイトまたは都市整備局ホームページを参照。

▽問い合わせ先＝東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金事務局（☎03・6744・7494、受付時間／午前9時～午後6時、土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く）

12月24日まで申請受付

紙面あんない

東京都環境局が制度改正動画を公開　2
国土交通大臣表彰・関運局長運転者表彰　2
全ト協／自動点呼機器助成締め切りへ　3
フェスタ2026実行PJ会議　5
東労局が長時間労働削減へ要請書　7

東京都環境局

自動車環境管理計画書制度

低公害・低燃費車導入義務制度

制度改正に関する説明動画を公開

東京都環境局は10月28日、「自動車環境管理計画書制度」および「低公害・低燃費車の導入義務制度」の改正内容について解説する説明動画を、YouTubeで公開した。令和9年度から始まる第6期計画期間に向けた制度の改正内容を、約15分の動画にまとめている。

自動車環境管理計画書制度では、都内(島しょを除く)で30台以上の自動車を使用する事業者を対象とし、4～8年度の同計画書および毎年度の実績報告書の提出を義務付けている。今回の改正では、報告書などの作成や提出に係る事業者の事務負担軽減、トップランナーの公表・表彰や取り組み事例の見える化を進める。また、自動車使用における合理化の手法について、最新の動向や技術をもとに、実効性の高い取り組みなどを追加した。

なお、同制度における提出様式の作成方法については、9年2月頃に説明動画が公開される予定。

一方、低公害・低燃費車の導入義務制度は、都内(島しょを除く)で200台以上の自動車を使用する事業者が対象となる。主な改正内容は、特定低公害・低燃費車(電気自動車〈EV〉や燃料電池自動車〈FCV〉、ハイブリッド自動車〈HV〉)の導入義務率を現行の30%以上から40%以上に引き上げる。新たな達成期限は14年3月31日。

同動画は、都環境局ホームページ(HP)でも視聴できるほか、制度に関係する要綱や改正内容をまとめた資料などが掲載されている。詳細は、都環境局HPを参照。

▽問い合わせ先＝自動車環境管理計画書制度について／都環境局環境改善部自動車環境課規制監察担当(☎03・5388・3510)、低公害・低燃費車の導入義務制度について／同課自動車対策担当(☎03・5388・3462)

中企庁 サイバー対策で相談窓口

中小企業庁は10月27日、中小企業・小規模事業者を対象とした「サイバーセキュリティ特別相談窓口」を開設した。企業などへの相次ぐサイバー攻撃による情報漏えい被害などを踏まえ、企業のセキュリティ対策を支援する。相談窓口は、各都道府県の「よろず支援拠点」と、中小企業基盤整備機構(中小機構)の「IT経営サポートセンター」を設置。利用は無料。

よろず支援拠点では、IT活用や情報セキュリティを含む経営課題について、何度でも無料で相談できる。対策の進め方が分からない事業者や、経営全般の悩みとあわせて相談したい事業者を対象とし、必要に応じて専門家や関係機関を案内する。

IT経営サポートセンターでは、IT・情報セキュリティの専門家がオンラインで相談に応じる。相談時間は1回60分、無料で何度でも利用可能。情報セキュリティ対策やリスクの整理などについてアドバイスする。

また、情報処理推進機構(IPA)が「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」「5分でできる!情報セキュリティ自社診断」を提供している。

詳細は、中企庁ホームページを参照。

無料で専門家に相談可能

東ト協関係10人が受賞



国交省 自動車関係功労者大臣表彰

国土交通省は10月21日、千代田区の同省10階共用大会議室で、令和8年「自動車関係功労者大臣表彰式」を開催し、各分野で功績のあった事業者・運転者など合わせて245人・2団体を表彰した。

貨物運送関係の受賞者は81人。このうち、東京都トラック協会関係では副会長の大髙一義氏をはじめ、功労者7人、運転者3人の合計10人が受賞した。

表彰式では、井林辰憲国土交通大臣が式辞を述べ、「自動車交通にとって最重要のテーマである安全・安心の確保に向け、事業用自動車の安全対策や自動運転技術の開発・実用化を推進している。深刻な担い手不足に対応するため、適正な運賃・料金を収受できる環境の整備や物流の効率化、教育環境の適正化などを進め、働く方々の処遇改善と各事業の発展に全力で取り組んでいく。自動車関係分野の一層の発展には、皆さまの理解と協力が重要だ。各分野のリーダーとして、今後とも活躍していただきたい」と述べ、受賞者の功績をたたえた。

東ト協関係の受賞者は次の通り(敬称略、カッコ内は会社名・支部名)

〈功労者〉

半田一惠(入船物流システム・中央)▽藤來有二(ジャパンキャリアカー・大田)▽大髙一義(オータカ・杉並)▽金子学(金子運送・板橋)▽秋元幸雄(秋三運輸・墨田)▽小林洋二(ビッグワン・コバヤシ、葛飾)▽宮本隆(宮本運送・多摩)

〈運転者〉

小俣博史(TAKAIDOクールフロー・杉並)▽菊地功(東京福山通運・北)▽廣森秀樹(三星・運送、多摩)



東ト協関係の受賞者は次の通り(敬称略、カッコ内は会社名・支部名)。

小野主樹(オータカ・杉並)▽宮本通俊(アドバンス芙蓉・板橋)▽鈴木大一(同)▽武田大介(北斗システム輸送・板橋)▽岩間崇浩(茂呂運送・練馬)▽大島秀幸(同)▽沖澤進一(DNPロジスティクス・北)▽上原正司(東京福山通運・北)▽金久保伸年(同)▽宮崎真吾(福山通運・深川)▽兼久健作(同)▽山田義達(同)▽安村隆一(ウインローダー・多摩)▽海老原裕子(三星・運送、多摩)▽稲葉章(千代田運輸・多摩)▽峯尾俊一(同)▽松本秀雄(多摩運送・多摩)▽大下明男(同)▽朝倉智晴(同)▽冨澤和広(同)▽松下篤(東京ユニオン物流・多摩)▽藤野貴広(同)▽平野唯人(同)

関運局 自動車運転者表彰

東ト協関係23人が受賞

関東運輸局は10月28日、横浜市の神奈川県立青少年センターで、令和8年「自動車運送事業運転者表彰式」を開催した。長年にわたり、安全運転と輸送サービスの向上に貢献した運転者を表彰するもので、今年は同局管内1都7県のトラック部門119人、バス部門222人、ハイヤー・タクシー部門55人(うち法人26人)の合計396人が受賞し、東京都トラック協会関係では23人が受賞した。このうちトラック部門を代表して、小野主樹氏(オータカ・杉並)が登壇し、澤井俊局長から表彰状が授与された。

澤井局長は式辞で「自動車運送事業が、今日まで利用者の皆さまから信頼を寄せられ、国民生活の向上とわが国経済の発展に大きく貢献してこられたのは、ひとえに皆さまの日々の努力と卓越した技量の賜物だ」と受賞者の長年の功績をたたえた。

その上で、人口減少や少子高齢化といった構造的な課題に触れ、「物流の持続可能性を確保していくため、改正物流法や取引環境の適正化に関する法令、トラック適正化二法など、関係法令の整備が進められている。当局としても、トラック運送事業における取引環境の適正化などを後押しするとともに、関係省庁や業界団体との連携を一層強化し、人手不足の解消や労働条件の改善に向けた取り組みを着実に進めていく」と述べた。

式典には来賓として、関東トラック協会の水野功会長(東ト協会長)らが出席した。



天然ガストラックは物流の
エネルギーセキュリティ向上と
大気環境改善を実現します。

石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後でも、大半が運行を停止することがありませんでした。
天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が高いことが特徴です。
さらに天然ガストラックは CO_2 や NO_x 、PM などの排出量が少ないため大気環境改善に貢献しています。

TOKYO GAS
企画部 NGV事業グループ　〒105-8527 東京都港区海岸1-5-20　Tel.03-5400-6774
http://eee.tokyo-gas.co.jp/product/ngv/
NGV

運輸点描

営業用トラックによる交通事故が後を絶たない。トラック事故は重大事故につながる可能性が高く、その防止はトラック運送業界にとって重要な課題だ。最近では、新名神高速道路で6人が死亡した事故で、過失運転致死罪の法定刑上限となる拘禁刑7年の判決が言い渡された。

また、群馬県伊勢崎市の国道17号で発生した飲酒運転事故を受け、国土交通省は9月7日、全日本トラック協会長宛てに周知を求める文書を発出。全ト協も10月27日、各都道府県トラック協会長宛てに文書を発出した。

運転監視義務化で事故防止

三重県亀山市の新名神高速道路では今年3月、大型トラックの追突事故により、6人が死亡する痛ましい事故が発生した。検察側は9月10日の論告求刑公判で、料理動画のスクリーンショットを撮影するため、約13秒間にわたってスマートフォンの画面を注視し、脇見運転をしていたと指摘。さらに「ながらスマホ」の常習性も認められ、交通規範や安全運転に対する意識が鈍麻した結果、事故を招いたと主張した。

津地方裁判所は10月20日、トラックを運転していた女性被告に拘禁刑7年の判決を言い渡した。自動車運転死傷行為処罰法違反(過失運転致死罪)の法定刑上限に当たるが、一方で「1人の命がたった1年2か月か」といった声も上がっている。

この事故に限らず、「ながらスマホ」などの脇見運転や居眠り運転による事故は後を絶たない。こうした状況を受け、国交省は9月30日、ドライバーモニタリングシステムの導入義務化を発表した。国連自動車基準調和世界フォーラムで国際基準が策定されたことに伴い、眠気警報装置・脇見警報装置(ドライバーモニタリングシステム)の要件を、道路運送車両の保安基準などに盛り込んだ。

ドライバーモニタリングシステムの主な要件は次の通り。

眠気警報については、①時速70～130キロメートルの範囲で作動すること(同範囲から減速した場合は、時速65キロメートル未満になるまで作動する)、②ドライバーの眠気が一定水準に達した場合に警報すること。

脇見警報については、①時速20キロメートル以上で作動すること、②ドライバーの視線を監視し、次の条件に該当した場合に警報することが求められる。(1)時速50キロメートル以上かつ手元(運転者から見て前方左右55度以内で下方30度より下の領域。窓の部分を除く)を3・5秒間注視した場合、(2)時速20キロメートル超50キロメートル未満かつ手元を6秒間注視した場合だ。

対象車種は、自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ・そりを有する軽自動車、被けん引自動車を除く)。適用時期は新型車が令和13年9月から、継続生産車が15年9月からとなる。

国交省は、このシステムの普及により、運転者の眠気や前方不注意を早期に検知して警報できるようになり、居眠り運転による事故の未然防止につながると期待している。

一方、飲酒運転による事故防止はどうか。一昨年5月、伊勢崎市の国道17号で、大型トラックが片側2車線の第2車両通行帯を時速約90キロメートルで走行中、中央分離帯を越えて対向車線の乗用車と正面衝突し、さらに後方の乗用車にも衝突する事故が発生した。現場の法定速度は時速60キロメートルで、最初に衝突した乗用車の3人が死亡、後方の乗用車の運転者も軽傷を負った。事業用自動車事故調査委員会の報告書によると、トラックドライバーは始業点呼後に飲酒したと推定され、常習的に飲酒運転を繰り返していた可能性も指摘されている。

点呼終了後の飲酒運転をどう防ぐかも、運送業界が取り組むべき大きな課題だ。ある事業者への取材では、「納品先の着荷主の1社が、納品に来るドライバーのアルコールチェックを始めた」という事例も聞かれた。

(物流ジャーナリスト　森田富士夫)

トラック重大事故の再発防止へ
点呼後の安全管理も重要課題に

国交省【2次公募】非常用電源導入などに補助

物流拠点強化支援事業

国土交通省は、災害時でも安定した物資輸送を確保するため、「令和8年度物流拠点機能強化支援事業費補助金」の2次公募を開始した。物流施設への非常用電源設備の導入支援と、官民が連携した支援物資輸送訓練への支援を通じ、物流拠点のレジリエンス強化を図る。これに伴い、執行団体のNTTデータ経営研究所が事務局として申請を受け付ける。

補助対象は2事業で、事業概要は次の通り。

①非常用電源設備の導入補助事業＝地方公共団体(都道府県や市区町村)と物流事業者(トラック・倉庫業者)などで構成する協議会などを対象に、物流施設への発電設備や蓄電池などの非常用電源設備の導入を支援するもので、補助率は2分の1以内、補助上限額は150万円。災害時や電力不足時でも物流機能を維持できる体制づくりを後押しする。

②災害時の支援物資輸送体制構築促進事業＝地方公共団体と物流事業者などで構成する協議会等を対象に、ラストマイル輸送における支援物資輸送訓練を支援する。補助率は2分の1以内、1件当たりの上限額は500万円。

公募期限は11月30日で、申請は先着順。申請額が予算額に達した場合、期間内でも受け付けを終了する場合がある。

申請は、必要書類を郵送または電子メールで提出する。公募の詳細や申請様式などについては、専用Webサイトを参照。

▽問い合わせ先＝物流拠点機能強化支援事業費補助金事務局(☎03・5676・5302)

11月30日まで

全ト協取次8年度 自動点呼機器導入促進助成事業

全日本トラック協会はこのほど、令和8年度「自動点呼機器導入促進助成事業」について、助成申請額が予定予算額に達したため、12月18日(都道府県トラック協会で受付)をもって申請受付を終了すると発表した。

東京都トラック協会では、全ト協の同助成事業の取次に加え、独自の助成枠を設けており、全ト協分の受付終了後も9年2月26日まで申請を受け付ける(ただし、予算額に達し次第、受付終了)。

助成額は、全ト協分・東ト協分ともに、自動点呼機器の導入費用(機器本体のほか、部品や付属品、セットアップなどの費用、契約期間中のサービス利用料を含む／消費税を除く)について、1台当たり10万円を上限に助成する。

申請台数は、年度内1事業者当たり1台。都内に安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は2台まで(1台当たり上限10万円)。

対象要件は、①東ト協会員の中小企業者(資本金または出資総額が3億円以下、または常時使用する従業員数300人以下)、②導入する営業所が都内にある事業者。対象機器は、国交省の認定機器で4月1日以降に契約または利用を開始し、9年2月26日までに導入を完了したもので、受付期間中に申請したものに限る。

詳細は、東ト協ホームページを参照(書類様式のダウンロードが可能)。

▽問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G(☎03・3359・3618)

全ト協分12月18日で受付終了

東ト協分は継続

国交省 アンケート調査協力呼びかけ

国交省は、「ホワイト物流」推進運動への賛同拡大や物流効率化の促進、荷主等評価制度の創設に向け、荷主企業やトラック運送事業者、倉庫業者などを対象としたアンケート調査を実施している。回答期限は11月14日。

同省では、深刻化するトラック運転者不足への対応や安定的な物流の確保に向け、トラック輸送の生産性向上や物流効率化、働きやすい労働環境の実現を目指す「ホワイト物流」推進運動を展開している。また、改正物流効率化法の枠組みとあわせ、荷主企業・物流事業者の取り組み状況を評価・見える化し、企業の努力が消費者や市場からの評価につながる仕組みの創設を検討している。

今回の調査では、各社が抱える物流上の課題や「ホワイト物流」推進運動への賛同状況、賛同に至っていない理由、取り組みを進めるために必要な条件や支援などを調べる。あわせて、改正物流効率化法や荷主評価制度への認知度や関心状況、物流改善の取り組みの評価・見える化に対するニーズなども把握する。調査結果は、同運動への賛同拡大や物流効率化の促進、荷主等評価制度の創設に向けた検討に活用するページを参照(書類様式のダウンロードが可能)。

▽問い合わせ先＝社会システム(☎03・5791・1133、平日午前10時～午後5時、メール／yuso@crp.co.jp)まで。

「ホワイト物流」推進へ

二次元コード

アンケートは、パソコンやスマートフォンなどから回答可能(**二次元コード**)。詳細は、全ト協ホームページを参照。

▽調査内容や回答方法に関する問い合わせ先＝社会システム(☎03・5791・1133、平日午前10時～午後5時、メール／yuso@crp.co.jp)まで。

全ト協
日貨協連

WebKIT運賃指数

10月142は最高値
前年比で5ポイントの増に

全日本トラック協会・日本貨物運送協同組合連合会の求荷求車情報ネットワークWebKITの成約運賃指数によると、令和8年10月の指数は142で、前月比1ポイントの減少となったが、前年同月比5ポイント増加した。

荷物情報(求車)登録件数は17万9229件で、前年同月比12・6%増加。成約率は14・0%で同3・4ポイント減少した。10月の指数としては過去最高で、8年4月以降、前年同月比同数または増加している。

矢崎のデジタコ・ドラレコ
今お使いのバックアイカメラの映像を録画できます！
詳しくは、今すぐお電話を！
YAZAKI 矢崎エナジーシステム 特約販売店
世田谷サービス株式会社
本　社　03-5727-1600(担当・青木)
高島平　03-6906-5960(担当・磯田)
ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp
E-mail : postmaster@setagaya-yss.co.jp

事業実施状況を中間報告

東ト協 適正化事業指導委員会 8年度第1回





菊池委員長

東京都トラック協会適正化事業指導委員会（菊池正浩委員長）は10月26日、東ト総合会館で令和8年度第1回委員会を開催した。8・9年度委員の委嘱や副委員長の指名・選任を行うとともに、7年度東京都適正化事業実施機関の事業実施結果や8年度事業実施状況、7年度の貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の認定状況と8年度の申請状況などを報告し、了承した。

議事では、7年度の事業実施結果を報告。巡回件数は1353件（前年比4件増）、総指導件数は3729件（同324件減）だった。

8年度上半期（4～9月）の事業実施結果では、巡回件数は608件（前年同期比22件増）、総指導件数は1455件（同108件減）だった。また、通常巡回における指摘項目のワースト5（指摘率）は、①特定の運転者に対する特別な指導の未実施（31・2％）、②定期点検整備の未実施（27・5％）、③特定の運転者に対する適性診断の未受診（21・4％）、④健康診断の未受診（20・3％）、⑤就業規則の未制定など（15・0％）――の順だった。

8年度も引き続き、総合評価D・E事業所に対する巡回指導を重点的に実施している。D・E評価事業所が全体に占める割合は、前年同期比で年々減少しており、4年度末は369事業所だったが、7年度末には61事業所となった。指摘率のワースト5は、前年同期と比べ上位4項目が同じだったが、いずれも低下した。

Gマークの8年度の申請状況については、都内の申請件数が395件で、新規66件、更新329件。更新予定事業所の更新率は95・1％だった。未更新の理由（東京）は、申請準備不足、事業所の廃止・休止の順に多かった。

このほか、適正な取引を阻害する疑いのある荷主などを対象とした「集中監視月間」の実施状況について報告。適正化事業実施機関では、適正化事業調査員（Gメン調査員）が関係機関と連携し、合同パトロールを実施していると説明した。

委員からは、事業許可更新制を控え、会員事業者にGマークの取得を促す必要があるとの意見が挙がり、今後さらに検討を進めることとした。

D・E評価事業所は減少

オリジナルトレーディングカードを制作

東ト協 深川支部



東ト協深川支部（髙橋圭一郎支部長）はこのほど、トラック運送事業への理解促進と親しみやすい広報活動を目的に、オリジナルトレーディングカード（トレカ）を制作した。

トレカは、日頃から人々の生活や経済活動を支えるトラック運送事業の役割や魅力を広く都民に伝えるとともに、荷主に対する会員事業者の営業活動にも活用するために作成したもの。サイズは横63ミリメートル×縦88ミリメートルで、世界的に広く流通しているスタンダード規格を採用した。

カード表面には、緑ナンバーを基調としたデザインとし、各会員事業者が保有するトラックの写真とともに、「会社名」「車種」「事業内容」「営業エリア」などを掲載。裏面には「車両の特徴」「運搬している貨物」「会社PR」「会社情報」に加え、各社のホームページにアクセスできる二次元コードや、SNSを活用している事業者の関連情報も盛り込んでいる。

第1弾では、バン型車をはじめ、粒体を運ぶバルク車、液体を運ぶローリー車、重量物を運ぶユニック車、引越用の車両など、多彩な車種をラインアップ。働く車が好きな子どもから輸送を依頼する荷主まで、楽しみながらトラックや事業者について知ることができる内容となっている。

同支部では、イベントでの配布や小学校で開催する交通安全教室のノベルティとして活用するほか、会員事業者が営業活動などに利用できるよう、配布方法などの検討を進める。

今後は支部内の全会員のカード制作を目指すとともに、特殊な印刷加工を施したレアカードの制作も構想している。コレクション性を高めることで関心を集め、各事業者のPRにつなげたい考えで、継続的な取り組みとして展開していく。

AI活用や健康管理・事故防止を学ぶ

第2回 合同セミナー開催

東ト協 文京・豊島・北・板橋・練馬支部



東ト協文京支部（堀内伸洋支部長）・豊島支部（菖蒲亨支部長）・北支部（北澤聡支部長）・板橋支部（篠本密治支部長）・練馬支部（佐久間恒好支部長）は10月21日、豊島区のサンシャイン60ビルで「城北ブロック第2回合同セミナー」を開催し、各支部から多くの会員事業者が参加した。

開会のあいさつで佐久間練馬支部長は、「物流業界を取り巻く環境が大きく変化する中、適正化二法への対応にとどまらず、幅広い知見を学び、経営者としての視野を広げることも大切」とし、「本セミナーを通じて新たな気づきや学びを得て、自社の経営や今後の事業展開にいかしてほしい」と呼びかけた。

セミナーは3部構成で行われ、第1部では、船井総研サプライチェーンコンサルティング物流ビジネス支援部グループマネージャーの柴田純平氏が「運送事業における生成AI活用事例」をテーマに講演した。柴田氏は、身近な業務からAIの活用を進め、効率化で生まれた時間をドライバーへの安全指導や顧客との関係構築などの業務に充てる重要性を訴えた。

第2部では、東京海上スマートモビリティロジスティクス事業部マネージャーの木村駿氏が「DXを活用した日々の健康管理の見える化」をテーマに講演。木村氏は、健康リスクを可視化し、リスクの把握を通じて事故を未然に防ぐ取り組みの重要性を示した。

第3部では、harmo代表取締役Co-CEOの山東崇紀氏が「人手不足と事故対策の処方箋～物流2030年問題に備える健康起因事故防止とドライバー寿命の延伸～」をテーマに講演。人手不足への対応や健康起因事故の防止、ドライバーが長く働き続けられる環境づくりに向けた課題を取り上げた。

最後に、閉会あいさつで篠本板橋支部長は、「AI活用や健康管理、事故防止に取り組む上でも、まずは社員一人ひとりと向き合うことが大切」と強調。「社員と向き合うことで会社の課題が見えてくる」と述べ、「事故をなくすことは社員とその家族、会社を守ることにつながる」とまとめた。

AIを日常業務に活用へ



東ト協 PCセミナー

東ト協は10月19日～23日の5日間、東ト総合会館で会員事業者の経営者・管理者・社員を対象とした令和8年度「運送業のITスキルアップを目指すパソコンセミナー」を開催し、各コースを合わせて延べ24人が受講した。

セミナーでは、Excel（初中級・中級）やWord（初中級）、ChatGPT（初級・初中級・中級）を実施。関数やビジネス文書作成時の実践的な機能、生成AIを日常業務にいかす方法などを学んだ。

協会日誌

【10月16～31日】

16日　健康管理セミナー
17日　本部集団健診（～18日）
19日　東ト協パソコンセミナー（～23日）▽女性部正副本部長会議▽同総務・業務・研修委員会▽同幹事会▽三組織連絡会▽ロジ研海外交流委員会
20日　九都県市合同防災訓練（川崎市）▽引越専門部会引越管理者講習
21日　自動車関係功労者・運転者国土交通大臣表彰式▽正副会長会▽青年部幹事会
22日　普通救命講習（～23日）
24日　初任運転者特別講習
26日　適正化事業指導委員会▽トラックフェスタTOKYO2026に係る支部報告会・ワーキンググループ会議▽重量品専門部会経営者研修会
28日　自動車運送事業運転者関東運輸局長表彰式
29日　出版・印刷・製本・取次専門部会出版物関係輸送懇談会
30日　引越専門部会正副部会長会
31日　青年部宿泊研修

日程ボード

【11月16～30日】

16日(月)　7時40分＝東ト協チャリティゴルフ大会（狭山ゴルフ・クラブ）
18日(水)　13時30分＝生コン専門部会秋季研修会（市原市／～19日）▼13時30分＝海上コンテナ専門部会役員会（大井7号コンテナターミナル）
19日(木)　12時30分＝正副会長会（東ト総合会館）▼14時＝交付金事業実施計画案検討委員会（同）
20日(金)　8時＝女性部一日研修見学会（茨城県）
24日(火)　14時＝紙・パルプ専門部会日本製紙連合会物流委員会・東京洋紙代理店会物流委員会合同研修会（東ト総合会館）▼16時＝経営者セミナー（同）
25日(水)　14時＝安全性優良事業所関東運輸局長表彰式（横浜市教育会館）▼14時＝運輸安全委員会（東ト総合会館／Web併用）

新会員

【大田支部】

◆K・Gコンテナライン株式会社＝大田区東海4の3の1　協同組合東京海貨センター内3階301号▽☎03・5755・9105▽一般貨物運送（被けん引車5台、けん引車5台）

9割が「満足」と回答

東ト協 フェスタ2026実行プロジェクト



東京都トラック協会フェスタ2026実行プロジェクト会議（リーダー・森本勝也副会長）は10月26日、東ト総合会館で第4回会議（支部報告会／Web併用）を開催し、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催した「トラックフェスタTOKYO2026」の実施報告と、来場者・支部アンケートの結果について確認した。

冒頭、森本リーダーは「前日の搬入や当日準備は降雨により難航したものの、開催中は天候に恵まれ、事故なく盛会裏に終えることができた」と振り返り、各支部の協力に感謝を述べた。また、実施報告書やアンケート結果を踏まえて改善点を整理し、次年度の開催について検討した上で、12月開催予定の理事会に諮りたいと説明した。

続いて、澤幡淳WGリーダーは「フェスタをさらに充実させるため、参加者や各支部から寄せられた率直な意見や知見を今後の運営にいかしたい」と述べた。

議事では、フェスタ2026の実施内容を報告。天候は曇り時々雨、最高気温24・8℃で、来場者数は1万1350人だった。ステージプログラムやブース展示などの開催概要のほか、SNSを活用したPR活動、メディア掲載実績、企業・団体および会員からの協賛状況などを説明した。

来場者アンケートの結果では、フェスタの満足度について「満足」「どちらかといえば満足」をあわせた回答が97・4%に達した。次回開催時に「参加したい」と回答した人は97・6%だった。フェスタを知ったきっかけは「インスタグラム」が51・4%、「東ト協ホームページ」が9・6%で、インターネットを通じた情報発信の効果がうかがえた。

一方、支部アンケートでは、費用や人員確保への課題、連絡体制の徹底、本部と支部が一体となって取り組むイベントのあり方などについて意見が寄せられた。

引き続き、第9回フェスタ2026実行プロジェクトWG会議を開催。実施報告書とアンケート結果を踏まえ、トラックフェスタ2027の開催方針を審議した。その結果、規模の縮小を図る今年度の方針を継承した上で、本部と支部が一体となる連携のもと、各支部にはブロック単位での出展および本部業務手伝いの協力を依頼することとし、正副会長会および理事会に次年度の開催を提案することを決定した。

来年度開催に向け提案へ

このほか、令和8年熊本地震に係る義援金の贈呈、収支見通しなどについて報告。また、フォトコンテストの入賞作品を選考し、最優秀賞を含む13作品を決定した。

最後に、今回でプロジェクトリーダーを退任する森本リーダーは、「本部と支部が一体となり、業界の使命を社会に発信するイベントとして、WGメンバーと取り組んできたことを誇りに思う。フェスタは会員事業者が使命と誇りを感じる重要な機会でもある。リーダーの任を降りるが、後任の鳥ノ海学リーダーと澤幡WGリーダーのもと、一致団結して継続してほしい」と述べた。

東ト協 重量品専門部会
令和8年度経営者研修会

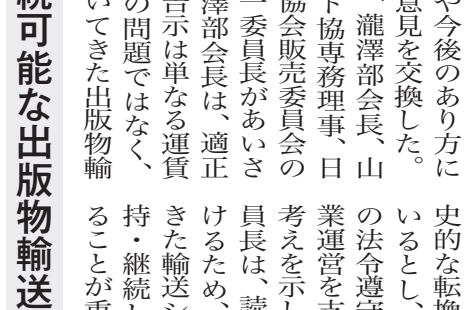
取適法と物流特殊指定

東ト協重量品専門部会（小島勝弘部会長代理）は10月26日、東ト総合会館で令和8年度「経営者研修会」（Web併用）を開催した。

開催にあたり、小島部会長代理は「取適法（中小受託取引適正化法）の対象となる・ならない場合の違いについて、私自身、判断が難しいと感じることがあり、今回このテーマをお願いした。本日は、日頃の業務で疑問に思っていることなどがあれば、ぜひ積極的に質問してほしい」と呼びかけた。

研修会では、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課の岩瀬輝彦課長補佐が「出張！トリテキ会議―取適法と物流特殊指定の解説」をテーマに講演。今年1月に施行された取適法の概要に加え、9年4月1日に施行される物流特殊指定の改正内容について解説した。

岩瀬氏は、改正法の下では着荷主が発荷主に対し、運送事業者を通じて契約外の荷役や検品・仕分けなどの業務を行わせ、その費用を発荷主に負担させる行為や、着荷主の都合による長時間の荷待ちや運送のやり直しをさせるなど、発荷主の利益を不当に害する行為が禁止されることを説明。また、公取委への情報提供を理由とした、不利益な取り扱いも規制対象となることを紹介し、物流取引の適正化に向けた留意点を示した。



取引条件明確化の重要性

この後の質疑応答では、支払期限の考え方や荷待ち料金の負担、往復輸送の復路のみがキャンセルされた場合の費用負担、運送に付随する作業の範囲など、実務に関する質問が相次いだ。

建設現場での長時間の荷待ちについては、取引内容によって現行制度の対象外となることもあるため、元請企業などの協力も得ながら適正化を進める必要性を指摘。また、復路輸送のキャンセルでは、実際に発生した費用と運送を実施した場合に得られる利益を区別し、キャンセル時期に応じた合理的な費用負担のルールを事前に定めておくことが望ましいとした。固縛やシート養生、荷下ろしなどの付帯作業についても、作業内容や対価を明確にし、荷主と事前に取り決めておくことの重要性を強調した。

東ト協 出版・印刷・製本・取次専門部会
第48回出版物関係輸送懇談会

東ト協出版・印刷・製本・取次専門部会（瀧澤賢司部会長）は10月29日、東ト総合会館で第48回出版物関係輸送懇談会を開催。「『適正原価』の告示迫る～今、求められる持続可能な出版物輸送の実現～」をテーマに、出版・印刷・製本・取次の各荷主関係団体とトラック運送事業者が、出版物輸送の課題や今後のあり方について意見を交換した。

冒頭、瀧澤部会長、山崎正東ト協専務理事、日本雑誌協会販売委員会の廣野眞一委員長があいさつ。瀧澤部会長は、適正原価の告示は単なる運賃値上げの問題ではなく、長年築いてきた出版物輸送の仕組みを見直す契機になると指摘。「紙媒体の輸送を継続するため、各業界の知恵を借り、よりよい輸送体系を検討していきたい」と述べた。

また、山崎専務理事は、トラック運送業界が歴史的な転換期を迎えているとし、会員事業者の法令遵守と健全な事業運営を支援していく考えを示した。廣野委員長は、読者に本を届けるため、長年培ってきた輸送システムを維持・継続し、円滑化することが重要と強調。

持続可能な出版物輸送実現へ



トラック適正化二法の施行を見据え、参加者の意見を今後の活動に反映させたいと述べた。

意見交換に先立ち、関東運輸局自動車交通部貨物課の平田伸一課長が「トラック運送業をめぐる動向～適正原価の設定に向けた検討状況～」と題して講話。トラック適正化二法や改正物流効率化法などについて説明し、トラック運送事業者だけでなく、荷主にも規制が及ぶ現状を紹介した。

意見交換では、瀧澤部会長がCVS輸送について、従量（重量）運賃から軒先運賃への移行や休配日の増加など、現状と課題を説明。輸送量や配達店数、稼働日数に影響されない運賃体系の創出に加え、輸送効率化の推進に向けた従来の輸送方法の見直しが必要とした。

各業界からは、適正原価制度への対応や出版物価格の改定、発売日の変更、外国人労働者の活用などについて意見が出された。今後も出版物輸送を継続するため、適正原価制度の動向を注視し、情報や課題を共有するとともに、物流全体の効率化に向けた具体策を協議するなど、継続的に連携していくことを確認した。

なお、懇談会には日本雑誌協会、日本出版取次協会、日本書籍出版協会、印刷工業会、東京都製本工業組合、日本書店商業組合連合会の加盟企業などが参加した。

第1ブロック（千代田・中央・港支部）
三組織合同研修会

東ト協第1ブロック（千代田・中央・港支部）は10月27日、千代田区のホテルモントレ半蔵門で「三支部三組織合同研修会」を開催し、各支部のメンバーが参加した。研修会では、1988（昭和63）年ソウルオリンピック銅メダリストで、日本オリンピック委員会（JOC）常務理事、アジアオリンピック評議会理事の小谷実可子氏が「私のシンクロ人生」をテーマに講演した。

講演に先立ち、千代田支部ロジスティクス研究会の平岡英介氏が小谷氏を紹介。JOC常務理事時代に東京2020大会の招致活動でともに取り組んだことや、50歳を過ぎて競技に復帰した経験に触れ、「その経験を事業の参考にしてほしい」と期待を寄せた。

小谷氏は9歳でシンクロに出会い、全国大会での優勝をきっかけに選手を志した。中学3年生で米国に留学し、世界トップレベルの技術を習得。その後、基本練習を重ね、苦手なことにも向き合うことで日本チャンピオンとなった。ソウルオリンピックでは2つの銅メダルを獲得し、「メダルを取ることが使命であり、自信にあふれていた」と当時を振り返った。

引退後は、競技団体やJOCなどで活動。東京2020大会ではスポーツディレクターとして、コロナ禍での開催準備や安全対策に携わり、選手が競技に臨む舞台を守るために尽力した。

その後、子育てが一段落した50歳を機に、マスターズ大会への出場を目指して現役復帰。仕事や家庭と両立しながら練習を続け、競技を通じて自身の成長を実感したという。

小谷氏は「50歳以降は人生の折り返しではなく、新たなステージの始まり」と強調。世界大会などで獲得した金メダルを披露し、複数のメダルを首にかけると、「当時からメダルが触れ合う音が好きだった」と笑顔で語った。

アスリートとして活躍続く



50歳から新たな競技人生へ

研修会後には懇親会を開催。本部から来賓として、大島弥一ロジ研本部長、福田順一青年部本部長、吉田亜紀女性部本部長代行が出席した。千代田支部ロジ研副部長の原島藤壽副会長が乾杯のあいさつを行い、参加者は懇談を深めた。

また、指崎孝之千代田支部長、宇野政雄中央支部長、坂田生子港支部長が登壇し、三支部の各組織部長を紹介した。

オンラインによる 運転者教育説明会

東ト協 足立支部



東京都トラック協会足立支部（藤倉泰徳支部長）は10月30日、足立区のトラック会館で「オンラインによる運転者教育説明会」（Ｗｅｂ併用）を開催した。

冒頭、藤倉支部長は「安全は運送事業の土台であり、運転者教育はそれを支える重要な取り組みである一方、ドライバー全員を業務後に集めて教育することは難しく、各事業者も苦労されていると思う。教育を継続するため、動画やオンラインによる運転者教育を一つの選択肢として、自社に合った形で活用してほしい」とあいさつした。

説明会は２部構成で行われ、第１部では業務部交通・環境Ｇの礒川達也副参事が「動画配信による運転者教育（法定12項目）」の導入状況や実施要領、申し込み方法などを解説。10月に配信した「交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因とこれらへの対処方法」の動画を放映し、受講の流れを紹介した。また、

事業者負担軽減へ各メニューを活用

年間を通じて、法定12項目の教育動画に加え、交通安全や健康管理に関するオプション動画も提供しているとした。

続いて、配信動画を制作するディ・クリエイトＣＥＯの上西一美氏が、ドライブレコーダー映像を活用した運転者教育のポイントを解説。同社ＣＫＯの橋本勇斗氏は、利用にあたってのＱ＆Ａを紹介した。

第２部では、オンラインによる初任運転者特別講習を取り上げ、対面方式の講習会との違いや実施要領、申し込み方法などを説明。実際の講習風景を収めた動画も放映し、実施記録簿の保存など、受講・運用上の注意点を伝えた。

さらに、受講者の利便性向上に向け、10月13日から各コース（２・３日間）の受講順序を自由に選べるようにし、週や月をまたいだ受講も可能にしたことを紹介。

最後に、運輸安全委員長で前足立支部長の鳥ノ海学副会長が、事業許可更新制度では法定事項の実施状況が確認され、未実施の場合は更新されない可能性もあると指摘。法令で定められた運転者教育の確実な実施を求めるとともに、「協会が用意するさまざまなメニューを活用し、各事業者にあった方法で取り組んでほしい」と呼びかけた。

全ト協 東ト協 プラン2030目標達成フルセミナー

12月8日開催

東ト協は12月８日、全日本トラック協会との共催により、「プラン２０３０目標達成フルセミナー～削減目標達成への取り組み～」を開催する。受講料は無料。

時間は午後１時30分～４時30分、会場は東ト総合会館７階大会議室。定員は50人（１社２人まで、先着順に受付／定員になり次第、受付終了）。

セミナー内容は、①事業用トラックにおける事故の傾向と防止対策、②グループディスカッションの２部構成。交通事故防止対策により一層取り組むため、全ト協が策定した「トラック事業における総合安全プラン２０３０」の内容と交差点事故・追突事故の対策を中心に、最新の情報を織り込んだ事故防止対策について解説する。

セミナーの講師はＳＯＭＰＯリスクマネジメントモビリティコンサルティング部の福田雅之氏。

受講対象は、会員事業者の経営者や管理者など。

受講申し込みは、東ト協ホームページ／セミナー情報の開催案内「申込フォーム」から行う。

なお、セミナー会場ではＮＰＯ法人いのちのミュージアムが実施している「生命（いのち）のメッセージ展」も併催する。

▽問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境Ｇ（☎03・3359・3618）

東京消防庁 普通救命講習



東京消防庁主催の「普通救命講習」が10月22・23日の２日間（各日午前・午後の２回）、新宿区の四谷消防署地下１階体育訓練室で、東ト協会員事業者を対象に開催され、従業員など約50人が参加した。

講習では、東京防災救急協会の専門講師が、交通事故や労働災害、大規模災害などにおける救急救命法の重要性を解説。心肺蘇生や自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用方法、窒息時の応急手当、止血法などを指導した。受講者はダミー人形やＡＥＤを使い、救命処置の実技指導を受けた。

東ト協では、救急救命法の普及を目的に、初めての受講者や前回の受講から３年を超える者を対象に講習を実施。受講者には、有効期間３年の「救命技能認定証」が交付された。

東ト協会員事業者対象 ＡＥＤ使用法など説明

11月は「トラック運送業界のCO₂排出量把握促進月間」

東ト協 全ト協



全日本トラック協会と東ト協は、11月を「トラック運送業界のＣＯ２排出量把握促進月間」と定め、「エコドライブ推進月間」と連携し、会員事業者にＣＯ２排出量の把握と削減の促進キャンペーンを展開している。

２０５０年カーボンニュートラルの実現に向け、今年度から大手企業を対象に、排出量取引制度やサプライチェーン排出量の開示制度が開始された。これに伴い、中小トラック運送事業者も、荷主企業から自社製品などの輸送に係るＣＯ２排出量の把握や報告を求められることが想定される。

エコドライブの推進を

こうした状況を踏まえ、全ト協では「トラック運送業界の環境ビジョン２０３０」の「サブ目標３」に基づき、昨年度から11月を促進月間に設定。「エコドライブ推進月間」と連携した取り組みを進めている。

取り組みではまず、自社車両のＣＯ２排出量の把握が重要とし、全ト協がホームページ（ＨＰ）で公開する「ＣＯ２排出量簡易算定ツール」を活用して排出量の見える化を進めるとともに、エコドライブの実践による燃料使用量の削減や環境負荷の低減を呼びかけている。詳細は東ト協ＨＰを参照。

関交協 オリジナル 冊子



漫然運転を防止するための
睡眠対策マニュアル
「ドライバーの眠りとその問題」

関交協では運送事業者の皆様とともに、交通事故削減を最重要課題と位置づけ、様々な事故防止事業に取り組んでおります。

背　景（国交省）	対　策	活　用　方　法
・多重追突事故の原因が指導不足と公表 ・睡眠時無呼吸症候群（SAS）マニュアルの改訂 ・スクリーニング検査実施の有無の報告義務	・医学博士 高橋正也氏監修『漫然運転を防止するための睡眠対策マニュアル「ドライバーの眠りとその問題」』作成	・事業者の安全教育に活用 ・ドライバー指導教材として利用 ・漫然運転防止→事故削減

運送事業者が取り組むべき内容を整理し、指導・教育にご活用いただけます。

ご希望の方は、関交協・安全推進部まで
ＴＥＬ：03−5337−1754
MAIL：ansui@kankokyo.or.jp

QRコードから
すぐにお問い合わせ

関東交通共済協同組合

働き方の見直しに向けた取組を要請　東労局

東京労働局（増田嗣郎局長）は10月20日、局長名で、東京都トラック協会をはじめ各団体に対し、「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書」を発出し、長時間労働の削減および年次有給休暇取得の促進へ向けて周知徹底を求めた。

要請書では、過労死等防止対策推進法で11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を実施するとしている。また、週労働40時間以上の雇用者のうち同60時間以上の割合を5％以下（令和10年まで）、年次有給休暇の取得率70％以上（同）を防止対策の数値目標とし、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、局長名で、東京都トラック協会をはじめ各団体に対し、「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書」を発出し、長時間労働の削減および年次有給休暇取得の促進へ向けて周知徹底を求めた。

要請書では、次の通り。

①労働時間を適切に管理することに加え、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図ることで時間外労働の削減に取り組むとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための取り組みなどを積極的に行うこと

（具体的な取組例）

・経営トップによるメッセージの発信

・勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度等の導入

・ノー残業デーの設定

・年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）等

②自動車運転の業務については、長時間労働の背景として、取引慣行上の課題が挙げられることから、

・荷主となる場合には、長時間の恒常的な荷待ちを発生させない取り組み等を行うこと

（具体的な取組例）

・入庫時刻の予約など荷物の積み下ろしに関する予約受付システムの導入

・パレット等の活用

・十分な納品リードタイムの確保

・運送を考慮した出荷時刻の設定　等

③自社の働き方改革等により、取引先中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組むこと

④月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の遵守も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払うこと

なお、東ト協では、ホームページに「過重労働解消キャンペーン」のポスター、パンフレットおよびリーフレットのPDFを掲載しており、職場での活用を呼びかけている。

長時間労働削減・有休取得促進



年末・年始労災防止強調運動

陸災防 8年度

荷役労働災害の大幅な減少へ

12月1日～9年1月31日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）本部と各都道府県支部は、12月1日から令和9年1月31日まで厚生労働省の後援により、8年度「年末・年始労働災害防止強調運動」を実施する。

陸災防では、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（5年度～9年度）に基づき、死亡災害件数を5％以上減少（8年度目標＝80人以下）、死傷災害件数のうち墜落・転落災害を5％以上減少（同＝4090人以下）とするほか、安全衛生推進者の選任徹底と能力向上教育の充実を目指す。これらの目標達成に向け、荷役労働災害の大幅な減少と積極的な安全衛生活動の推進を展開する。

今年1～8月の労働災害発生状況（速報値）では、陸運業の死亡者数は43人（前年同期比6人減）で大幅に減少した一方、死傷者数は962人（同572人増）と増加。事故の型別では、「墜落・転落」や「転倒」、「動作の反動・無理な動作」が多く課題となっている。こうした労災の現状や課題を踏まえ、年末・年始の労災防止に向けて同運動を実施する。今年度のスローガンは「足元確認　声かけ確認　墜落・転倒ゼロの職場へ」。

重点施策は「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、荷主などと陸運事業者との連携・協力促進協議会の開催、荷役労働災害防止対策コンサルティング事業や荷役災害防止担当者教育の実施など、荷役労働災害防止対策を推進する。このほか、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知、会員事業場の安全衛生水準の向上、冬季の積雪・凍結による転倒災害対策に取り組む。さらに、健康診断の実施と事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とメンタルヘルス対策、腰痛災害防止や職場における自主的な安全衛生活動なども進める。

あわせて会員事業場では、経営トップによる労災防止に向けた所信表明や、自ら職場の安全パトロールを行うなど、従業員へ労災防止の呼びかけを行う。また、安全管理者や安全衛生推進者などは、運動期間中に「職場の安全衛生自主点検表」に基づく点検を実施する。

正しい運転・明るい輸送運動

全ト協 第66回

11月16日～9年1月10日

全日本トラック協会は、第66回「正しい運転・明るい輸送運動」（11月16日～令和9年1月10日）を実施する。

交通・労働災害事故の防止、環境保全および輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的として、各都道府県トラック協会との共催により、毎年実施している。経営トップや管理者、従業員が一体となり、運動の実施項目を中心に取り組むよう求めている。

実施事項は、飲酒運転の根絶、追突事故および交差点における事故防止の徹底、携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底、過労運転防止の徹底、確実な点呼の実施、健康診断の受診の徹底、荷役作業時の安全確保の徹底、高速道路における事故防止の徹底など15項目。

追突事故および交差点における事故防止の徹底では、事業用トラックにおける死亡・重傷事故の約4割が「交差点事故」であり、高速道路での死傷事故の約6割が「追突事故」であることから、全ト協制作の「トラック事業における総合安全プラン2030目標達成セミナー～削減目標達成への取り組み～」を活用して、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を実施し、交差点および追突事故防止の徹底に努める。

アルコール関連問題啓発週間

厚労省 8年度

11月10日から16日まで実施

厚生労働省は、11月10日から16日までを「アルコール関連問題啓発週間」として、国民に広くアルコール関連問題への関心と理解を深めるよう呼びかけている。

同週間は「アルコール健康障害対策基本法」において、厚労省のほか、国土交通省、内閣府、法務省、国税庁、文部科学省、警察庁、こども家庭庁、地方公共団体、関係団体および事業者などの協力の下、趣旨に沿った事業が実施されるよう努めるものと規定されている。



啓発週間の基本方針として、①アルコール関連問題について考える契機・気付きとなるような呼びかけ、②さまざまな主体との啓発事業の連携・協力、③啓発週間の実施を契機とした意識の定着化―を掲げ、広報啓発事業の実施や関係団体および事業者の主体による啓発事業を推進する。

また、関係府省庁の連名による啓発ポスター（写真）を作成し、普及啓発活動を展開。厚労省は、アルコールとの適切な付き合い方や、不適切な飲酒の防止などに努めるよう求めている。飲酒運転撲滅に向けて、取り組みが求められる。

国交省「運輸事業の安全に関するシンポジウム2026」

11月25日開催

国土交通省は11月25日、千代田区の丸ビルホール（千代田区丸の内2の4の1　丸ビル7階）で「運輸事業の安全に関するシンポジウム2026」を開催する。当日はオンライン配信も同時に実施する。

今回は「人材確保・安全教育を通じた安全管理体制の確保」をテーマに、各交通モードにおける採用拡大や人材流出防止、未経験者への安全教育や技術伝承の取り組みを紹介。あわせて、パネルディスカッションでは、「人材流動化時代における人材確保や未経験人材に対する教育と技術伝承」をテーマに、今後の運輸安全管理体制のあり方について登壇者が議論する。

開催時間は午後2時～5時。会場参加、オンライン聴講ともに無料で、事前申し込みが必要。ホームページ（HP）の専用フォームから受け付ける。

詳細は、国交省HPを参照。

運行管理者試験テキスト
【貨物編】
過去の問題の解説と実践模擬問題
【過去の問題100問 + 模擬問題30問】
定価 2,970円(税込)
令和8年版（7月刊行）
自動車六法
定価 7,700円(税込)
株式会社 輸送文研社〈柏林書房〉
TEL03-3861-0291　FAX03-3861-0295

トラック運送業
～労務管理のポイント
106万円の壁が撤廃されました

NACマネジメント研究所 所長
小林 弘和(社会保険労務士)



本年10月から、短時間労働者に対する社会保険の適用基準が変更されました。これまで加入要件の1つだった「年収106万円(月額8万8千円)の壁」が撤廃され、企業規模要件も今後、段階的に縮小される予定です。今回は、社会保険の適用拡大の経緯や現在の加入要件、今後の予定について解説します。

(1)従業員の社会保険の適用基準

従来、社会保険への加入は、労働時間と労働日数が通常の従業員(正社員)のそれぞれ4分の3以上となる「4分の3基準」が原則でした。しかし、2016(平成28)年10月から対象が拡大され、当初は従業員数501人以上の企業で、次の4つの要件をすべて満たす短時間労働者にも、社会保険への加入が義務付けられました。

①週の所定労働時間が20時間以上であること
②賃金の月額が8万8千円(年収106万円)以上であること
③雇用期間が1年以上(現在は2か月超)見込まれること
④学生でないこと

その後、適用対象は段階的に拡大され、2022(令和4)年10月には従業員数101人以上、2024(令和6)年10月には51人以上の企業へと引き下げられました。今後は2027(令和9)年10月に36人以上、2029(令和11)年10月に21人以上、2032(令和14)年10月に11人以上の企業へと順次拡大され、2035(令和17)年10月には企業規模にかかわらず、すべての事業所に適用されます(図)。

対象となる企業は段階的に拡大

企業の規模(従業員数)	短時間で働く従業員が社会保険の加入となる時期
51人以上	適用済✓
36~50人	2027年10月
21~35人	2029年10月
11~20人	2032年10月
10人以下	2035年10月

(厚生労働省ホームページより)

(2)適用拡大基準の留意点

企業規模を判断する際の従業員数は、雇用する全従業員ではなく、原則として「厚生年金保険の被保険者数(4分の3基準に該当する従業員数)」で判断します。

直近12か月のうち6か月以上、基準となる人数を上回ると適用対象となり、その後、人数が基準を下回っても原則として適用は継続します。

また、雇用契約期間が2か月以内でも、2か月を超えて雇用される見込みがある場合は、当初から社会保険への加入が必要です。具体的には、次のいずれかに該当する場合です。

①就業規則や雇用契約書などで、その契約が「更新される旨」、または「更新する場合がある旨」が明示されている場合
②同一事業所で同様の雇用契約に基づいて雇用されている者が、契約更新などにより最初の雇用契約期間を超えて雇用された実績がある場合

(3)106万円の壁の撤廃

2026(令和8)年10月から、短時間労働者への社会保険の適用拡大の対象となる事業所について、加入要件の1つであった「賃金の月額が8万8千円(年収106万円)以上であること」という賃金要件が撤廃されました。これは、最低賃金の引上げにより、週20時間以上働けば、通常は月額8万8千円以上の賃金となるためで、今回の改正によって、直ちに社会保険の適用対象者が増えるものではありません。

現在、従業員数51人以上の企業では、次の3つの要件をすべて満たす短時間労働者は、社会保険への加入が必要です。

①週の所定労働時間が20時間以上であること
②勤務期間が2か月を超える雇用が見込まれること
③学生でないこと

なお、従業員数50人以下の企業では、現時点では従来の「4分の3基準」が適用されます。

(4)130万円の壁について

勤務先の企業規模にかかわらず、年間収入が130万円以上になると、原則として家族の健康保険の被扶養者から外れます。

ただし、2023(令和5)年10月から始まった厚生労働省の「年収の壁・支援強化パッケージ」により、一時的な収入増加で130万円以上となった場合でも、事業主の証明によって、原則として連続2回まで扶養を継続できる仕組みが設けられています。

また、2025(令和7)年10月からは、19歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)について、被扶養者の年間収入要件が150万円未満に引き上げられました。

なお、60歳以上や障害厚生年金を受けられる程度の障害がある人については、従来通り年間収入180万円未満が基準となります。

(5)適用基準拡大の影響と今後の留意点

社会保険の適用拡大により、加入する従業員が増えれば、企業の社会保険料負担も増加します。特に、今後は企業規模要件が段階的に引き下げられるため、対象となる企業は早めの準備が必要です。

新たに加入する短時間労働者には、社会保険加入のメリットや保険料負担を丁寧に説明するとともに、「年収の壁・支援強化パッケージ」などの支援策も活用し、加入を避けるための就業調整や他社への人材流出を防ぐ工夫が求められます。

今回の改正を機に、短時間労働者の雇用方針や労働時間の設定、社会保険料を含めた人件費の見通しなど、自社の労務管理体制を改めて見直すことが大切です。

ポケット

寅さんのふるさとへ



京成高砂駅と京成金町駅を結ぶ「京成金町線」はキロ程2・5キロメートルの短路線で、柴又駅を挟み、葛飾区内で完結する。起源は1899(明治32)年12月17日、柴又帝釈天への参詣者増加を背景に、日本鉄道(現・常磐線)の金町駅から柴又までを結んだ「帝釈人車鉄道」にさかのぼる。人力で客車を押して参詣者を運び、利便性を高めたのだ。複線で終端にはループ線を備え、客車は1両6～10人乗りで64両を保有。8年後には社名を「帝釈人車軌道」と改称した。

一方、京成電鉄の前身「京成電気軌道」は、成田山や柴又帝釈天への参詣輸送を見据え、1909(明治42)年に開業。帝釈天を経由して金町への路線を計画していたが、1912(明治45)年に帝釈人車軌道から軌道特許を譲り受けた。翌年、人車の運行が終了し、柴又～金町間で電車の運行が始まった。これが現在の金町線の原型で、都内でも数少ない単線電化の路線だ。

柴又は、国民的映画『男はつらいよ』の舞台として知られ、作品にも金町線がたびたび登場する。帝釈天や「寅さん記念館」、「矢切の渡し」などが徒歩圏内にあり、観光客も多い。2024(令和6)年度に葛飾区を訪れた日本人観光客298万人のうち、柴又エリアには約181万人とおよそ6割を占める。コロナ禍を経て人出も回復し、同区への訪日外国人観光客も約59万人に上る。

1969(昭和44)年の第1作から特別篇などを含め、全50作品が制作された『男はつらいよ』。柴又帝釈天への参道には、ロケ地ゆかりの草団子屋や昔ながらの店が軒を連ね、「昭和のテーマパーク」を思わせる。ここには今もなお、寅さんの心が受け継がれている。

大江戸フォト散歩 第170回
まちかど写真家 筑峯 総太



パズルクイズ
by 冴戒 椎也

ナンバープレース

ルールに従って盤面を1～9の数字で埋めてください。それぞれの二重マスに入った数字の合計はいくつでしょう?

	2	8		7				5
4			5		1		9	
6			8		□	1		
	1	7			9		8	
				4				1
			7			3	2	
7		6			2			4
	5				6			7
3		9				8	6	

	4				7			2
		1		5		8		
6			9				1	
		2			8			7
	5						4	
4			2			6		□
	2				4			8
		3		8		1		
7			5				9	

［解答］

［ルール］
・マスに入っている数字をヒントに、空欄に1から9までの数字を1つずつ入れてください。すでに入っている数字は動かしたり書き換えたりしてはいけません。
・すべての縦の列、すべての横の列、太線で囲われた3×3のブロックのすべてで、1から9までの数字が1つずつ入るように空欄に数字を入れてください。数字が重複してはいけません。

応募方法

☆インターネット応募の場合
解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報」から「パズル&クイズ解答フォーム」へご入力ください。
https://www.totokyo.or.jp/

☆はがき応募の場合
官製はがきに、①答え②郵便番号・住所③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。
〒160-0004 新宿区四谷3－1－8
(一社) 東京都トラック協会
総務部広報・情報G「トラック時報」係

●正解者の中から抽選で3名様に図書カード(1,000円分)をプレゼントします。
●応募締切
11月末日(**正解は12月10日号に掲載**)

★10月10日号「スケルトン」の正解は**「プリンアラモード」**でした。

三丁目

第58回全国トラックドライバー・コンテストで、東京都代表の久保寺哲也さんが内閣総理大臣賞を受賞した。全国大会の代表選考を兼ねた東ト協ドラコンでも初出場ながら東京都知事賞に選ばれ、初挑戦で日本一の座を射止める快挙を成し遂げた◆全国大会では、大手事業者に所属する選手が入賞者に名を連ね、中小事業者の選手が活躍するには高いハードルがある。それでも、日頃培った安全運転の技術や知識を発揮し、都道府県代表として全国のドライバーと競い合うことは、今後のドライバー人生に役立つ貴重な経験となり、業界全体の安全意識の向上にもつながるはずだ◆自動運転やダブル連結トラックなど、物流を取り巻く技術は日々進歩している。しかし、トラックを運転するのはI人のドライバーであり、運行管理者や整備者がそれを支える構造は変わらない◆効率化に向けたAI活用が社会全体で進む中、業界でも導入の機会は増えている。今後、ITやAIを使いこなす人材をドライバーとしてどう活用するか。事業者にも新たな対応が求められる時代になっている。